

「釜石はまゆり酵母」ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この使用規程は、公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センターが制作した「釜石はまゆり酵母」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 このロゴマークを使用できる対象物は、釜石はまゆり酵母を使用して生産販売する加工食品とする。

- 2 このロゴマークを使用できる対象者は、釜石市内に事業所を置く食品加工事業者、食品販売事業者とする。ただし、公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター理事長（以下「理事長」という。）が別に定める者については、この限りではない。
- 3 このロゴマークを使用できる地域は、日本国内とする。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用する者はあらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (2) 理事長が適当と認めたとき。
- 2 理事長は、前項の申請があった場合は、使用の承認又は不承認を決定するものとする。また、使用の承認を変更する場合も同様とする。
- 3 理事長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。
- 4 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に当該使用に係る仕様がわかるものを添えて、理事長に提出しなければならない。また、必要な資料の追加を求められた場合は、これを提出しなければならない。
- 5 理事長は、使用を承認するときはロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 6 理事長は、以下の各号に該当する場合にはロゴマークの使用又は使用変更を不承認とし、ロゴマーク使用（使用変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
 - (1) 釜石市産品としての品位を損ねるおそれがあると判断した場合。
 - (2) 他の類似品と比べて著しく高額である場合など、消費者に不当な損害を与えるおそれがあると判断した場合。

(3) 公序良俗に反する製品など、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあると判断した場合。

(4) その他、ロゴマークの使用が不相当であると判断した場合。

(承認事項の変更)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号）により、事前に承認を受けるものとする。

(承認の取消し)

第5条 理事長は、使用者が第3条第6項に該当すると判断した場合あるいは第9条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により当該承認を取消することができる。また、当該使用者への承認を取消した旨を公表することができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センターは、その責めを負わない。

(使用の期間)

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、承認された日から当該年度末（3月31日）までとする。ただし、使用者から使用をやめるとの申し出がない限り、翌年度以降、自動更新される。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマークのデザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。

(1) ロゴマークの色及び組合せは、別記1を基本とする。ただし、モノクロームで使用する場合など、指定色どおりでの使用が困難な場合は、やむを得ないと認められる範囲で色の変更を認めるものとする。

(2) ロゴマークを使用する大きさは、特に制限しない。ただし、ロゴマーク中で表示される文字の判読には十分留意するものとする。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) オリジナルデザインの形状を変更しないこと。

- (2) 承認を受けた用途にのみ使用すること。
- (3) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと。
- (4) 商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用しないこと。

(無断使用への対応)

第10条 第3条の承認を受けないで、ロゴマークが使用された場合は、理事長はその無断使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、全て使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月17日から施行する。